

令和6年6月27日

入札公告

一般競争入札について

(公社) 姫路観光コンベンションビューロー
理事長 齋木 俊治郎

下記のとおり入札を実施しますので、参加を希望する場合には、「一般競争入札参加申込書」に
関係書類を添付のうえ提出してください。

記

1 業務名

姫路城下足袋作製業務

2 納入場所

姫路観光コンベンションビューロー (姫路市本町68番地)

3 業務期間

契約締結日から令和6年8月20日(火)まで

4 業務内容

姫路城下足袋作製業務仕様書のとおり

5 最低制限価格

無し

6 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 姫路市に業者登録しており姫路市の入札参加資格を有している、若しくは公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー(以下「ビューロー」という。)の会員であること。
- (2) 姫路市入札参加資格制限基準(平成25年3月25日制定)の規定による資格制限(以下「入札参加資格制限」という。)を受けていない者であること。
- (3) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱(平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。)第3条に定める排除対象業者に該当していない者であること。

- (4) 法人にあっては、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。個人にあっては、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者であること。
- (5) 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者であること。
- ア 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者
- イ 指名停止の措置要件に該当しない者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。）がなされていないこと又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (8) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当する関係がないこと。
- ア 資本関係
- 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
- (ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係
- 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。
- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係
- 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
- (ア) 組合とその組合員
- (イ) 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者が、夫婦の関係である場合

7 入札参加申込及び入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、次のとおり申込をし、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申込期間 令和6年6月27日（木）から令和6年7月4日（木）正午まで

(土曜日、日曜日を除く。)

- (2) 申込時間 午前9時から午後5時まで(ただし、7月4日(木)のみ正午まで)
- (3) 提出先 ビューロー(姫路市本町68番地)
- (4) 提出方法 持参または郵送により提出
ただし、郵送については、郵便記録が確認できるもの(書留郵便等配達記録が確認できるもの)とし、かつ申請期間に必着のこと。申請期間内に到着しない場合は無効とする。
- (5) 提出書類等
 - ア 一般競争入札参加申込書(様式第1号)
 - イ 誓約書(様式第3号)
 - ウ 関連企業申告書(様式第4号)
 - エ 履歴事項全部証明書(ビューローの会員で姫路市に業者登録を行っていない法人に限る。)
 - オ 市税の納税証明書(一般競争入札参加用、公告日以後に発行されたものの原本、市税の納税義務がある場合に限る。)
 - カ 所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことの納税証明書(税務署様式その3の2)又は法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことの納税証明書(税務署様式その3の3)(公告日以後に発行されたものの原本)
- (6) 入札参加資格の有無
 - ア 入札参加資格が「無し」と確認された者には、令和6年7月5日(金)午後5時までに電子メールにて連絡し、後日その理由書を送付する。
 - イ 入札参加資格が「有り」と確認された者には、令和6年7月5日(金)午後5時までに「一般競争入札参加資格者証」(以下「参加資格者証」という。)を電子メールで送付する。
 - ウ 入札参加資格が「無し」と確認された者は、ビューローに対し、説明を求めることができる。その場合は、令和6年7月9日(火)正午までに、入札参加資格が「無し」と確認されたことに対する理由を請求する旨を、書面(様式は任意)又は電子メール(送信先:hime-kanko@himeji-kanko.jp)によりビューローに提出すること。期日までに当該請求があった場合は、ビューローはこれに対し、速やかに回答する。
- (7) 提出された書類等は返却しない。

8 質疑及び回答

入札に関して質疑がある場合は、指定の質疑書(様式第6号)に質疑内容を記入のうえ、下記の「(2) 質疑提出先(送信先アドレス)」宛てに電子メールで送信すること。

なお、質問書の内容に入札参加者名を特定できる記載があるときは、回答しない。

- (1) 質疑提出期間
令和6年6月27日(木)から令和6年7月4日(木)正午まで
- (2) 質疑提出先(送信先アドレス)
hime-kanko@himeji-kanko.jp
- (3) 質疑回答日
令和6年7月9日(火)までに電子メールで回答する。なお、質疑及び回答の全部を参加資

格者証の交付を受けた者全員に対し、送付するものとする。

9 入札及び開札の日時等

- (1) 日時 令和6年7月16日(火) 午前11時
- (2) 場所 ビューロー 姫路城総合管理室会議室
- (3) 方法 上記(1)の日時に持参とし、開札に立ち会うこと。

10 契約保証金

契約時に必要となる保証金については、公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー経理規則第48条の規定を適用する。

11 入札に関する事項

- (1) 入札書は指定する様式を使用すること。
- (2) 入札書の日付は、入札書の記入日を記載すること。
- (3) 通貨の単位は円とし、千円単位とすること。
- (4) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜きの金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札書は封筒に入れ、封筒は密封すること。代理人が入札する場合は、入札書と委任状を同封すること。
- (6) 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (7) 入札参加申込後に、入札を辞退する場合、入札日前日までに辞退届(様式第5号)を郵送(書留郵便等配達記録が確認できるもの)又は持参で提出すること。なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

12 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 虚偽又は現況と異なる記載による入札参加申請を行い、入札参加資格を得た者による入札
- (2) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (3) 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- (4) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (5) 入札書に記名押印のない入札
- (6) 委任のある場合、代理人の氏名若しくは押印のない入札書による入札又は委任状のない入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

13 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定

する。

- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 落札者は、契約締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書をビューローに提出しなければならない。

1 4 再度入札に関する事項

- (1) 初回の入札において落札者となるべき入札をした者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。再度入札は2回まで行い、再度入札でも落札者が決定しないときは、再度入札において、最低の価格で入札した者と随意契約の交渉を行うこととする。
- (2) 再度入札には、前の入札において入札に参加しなかった者、無効とされた者は参加できない。
- (3) 再度入札に備え、入札書に使用した印鑑を持参すること。

1 5 契約条件等

- (1) 落札者は、落札決定後速やかに契約締結すること。
- (2) 落札者は、落札によって得た権利義務を、第三者に譲渡してはならない。
- (3) 契約金額は、入札書に記載された金額（税抜）に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。
- (4) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が、入札参加資格制限若しくは排除対象業者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。